

令和4年豪雨に伴う水道料金の減免について

1 目的

令和4年8月3日から4日にかけての豪雨により浸水被害を受け、洗浄作業等で水道使用量が通常より多い世帯に対して、使用料金の一部を減免します

2 減免の対象者

床下及び床上浸水し、罹災証明又は被災証明の交付を受けた世帯等
・住家、非住家（小屋、車庫等）、店舗、事業所

3 減免する使用量及び使用料金

通常の推定使用水量（直近の令和4年6月分及び7月分の使用量の平均値）と比較して、令和4年8月分の使用水量が増加した水量分を減免します。

例) 給水管口径13mm

令和4年6月使用量 18 m³、令和4年7月使用量 20 m³

令和4年8月使用量 37 m³ の場合

① 直近2か月の使用料金

平均水量 (18 m³ + 20 m³) ÷ 2か月 = 19 m³

使用料金 (920円(準備料金) + 10 m³ × 168円
+ 9 m³ × 220円) × 1.1 = 5,038円

② 令和4年8月分の使用料金

使用料金 (920円(準備料金) + 10 m³ × 168円
+ 10 m³ × 220円 + 17 m³ × 245円) × 1.1
= 9,861円

③ 減免料金

9,861円② - 5,038円① = 4,823円

4 使用料金の減免方法

罹災証明又は被災証明等により浸水被害が確認できる方について、8月分の使用料金（9月末納入）から、減免料金を差し引いて請求する予定です。なお、下水道及び農業集落排水の使用料金についても同様の取り扱いになります。